

## 『外貨建投資・ヘッジ戦略の会計と税務』

### お詫びと補足

本書 126 ページから 129 ページにかけて掲載している「コラム⑤」は、法人税法（令・規則も含む、以下同じ）に「期中平均相場（AR）の概念が存在しない」という前提で記載しています。また、本書 168 ページから 169 ページにかけて掲載している「コラム⑧」にもこれに関連した記載を行っています。この「法人税法の本文にARの規定が存在しない」という点については事実です。

しかし、税法本文にではなく、国税庁が公表する「法人税基本通達」（2-1-32）に、ARの記載が存在しています。具体的には、外貨建の償還有価証券に係る償却原価法の適用については、「外国通貨表示の金額により算出した調整差損益」を「当該事業年度における期中平均相場」か「事業年度終了の時における為替相場」により換算する、とする記載がこれに該当します。

このため、次の図表通りに保有すれば、会計上と税務上の差額は発生しないこととなります。

会計上の保有目的区分	税務上の換算	税務上の償却原価法の換算
満期保有目的の債券	期末時換算法	期末為替相場（2-1-32(3)ロ）
その他有価証券（原則法）	発生時換算法	期中平均相場（2-1-32(3)イ）
その他有価証券（容認法）	期末時換算法	期末為替相場（2-1-32(3)ロ）

（出所） 「税務上の償却原価法の換算」欄は法人税基本通達の項数

上記、お詫びして補足申し上げます。

株式会社 中央経済社